

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	17

(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第 97 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 220 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 227 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18 又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(25) (略)

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数(第 82 条(第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条、第 107 条の 3、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項(第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、第 88 条(第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 90 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項にお

及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))若しくは第 97 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 220 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。))若しくは第 227 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18 又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(25) (略)

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数(第 82 条(第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項(第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、第 88 条(第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 90 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準

て読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第 97 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整株式数、第 220 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第 227 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整新株予約権付社債数、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18 に規定する調整投資信託受益権口数又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 に規定する調整受益権数をいう。)に係る振替株式等について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

(27) ~ (42) (略)

(吸収分割会社の株式及び吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合であって吸収分割に際して吸収分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第 103 条 第 82 条の規定は、前条第 1 項に規定する場合であって、機構が同項の吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号ロに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行為の場合に限る。)に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対価銘柄	吸収分割承継会社銘柄
第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及	第 102 条第 1 項に規定する場合における吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号ロに掲げる行

用する場合を含む。)若しくは第 97 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整株式数、第 220 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第 227 条(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する調整新株予約権付社債数、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18 に規定する調整投資信託受益権口数又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 に規定する調整受益権数をいう。)に係る振替株式等について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

(27) ~ (42) (略)

(吸収分割会社の株式及び吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合であって吸収分割に際して吸収分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第 103 条 第 82 条の規定は、前条第 1 項に規定する場合であって、機構が同項の吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号ロに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行為の場合に限る。)に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第 82 条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「吸収分割承継会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号イに掲げる行為の場合に限る。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

<u>び第4号イの振替株式について の記載又は記録の全部の抹 消</u>	<u>為の場合に限る。)又は全部抹消 する日(同号イに掲げる行為の場 合に限る。)</u>
<u>全部抹消する日</u>	<u>吸収分割効力発生日</u>

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第106条 第82条の規定は、前条第1項に規定する場合であって、機構が同項の新設分割の基準日(会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行為の場合に限る。)に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

<u>取得対価銘柄</u>	<u>新設分割設立会社銘柄</u>
<u>第80条第20項第1号イ及び同 項第2号イ並びに同条第21項 第1号イ、第2号、第3号イ及 び第4号イの振替株式につい ての記載又は記録の全部の抹 消</u>	<u>第105条第1項に規定する場 合における新設分割の基準日(会 社法第763条第1項第12号ロに 掲げる行為の場合に限る。)又は全 部抹消する日(同号イに掲げる行 為の場合に限る。)</u>
<u>全部抹消する日</u>	<u>新設分割効力発生日</u>

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第106条 第82条の規定は、前条第1項に規定する場合であって、機構が同項の新設分割の基準日(会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行意の場合に限る。)に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第82条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「新設分割設立会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「新設分割の基準日(会社法第763条第1項第12号イに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号ロに掲げる行為の場合に限る。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(株式分配により他の銘柄の振替株式が交付されるときに記載又は記録
手続)

第 107 条の 2 振替株式の発行者が株式分配（法人税法（昭和 40 年法律
第 34 号）第 2 条第 12 号の 15 の 2 に規定する株式分配をいう。以下同
じ。）を行おうとする場合であって、交付する株式が振替株式である
とき（規則で定める場合を除く。）は、当該株式分配を行おうとする発行
者（以下この条において「株式分配実施会社」という。）は、機構に対
し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければな
らない。

(新設)

(1) 株式分配に際して交付される振替株式の銘柄（以下この条にお
いて「株式分配対象子会社銘柄」という。）

(2) 株式分配実施会社の振替株式の銘柄（以下この条において「株
式分配実施会社銘柄」という。）

(3) 株式分配の基準日（会社法 124 条第 1 項の基準日をいう。以下
この条において同じ。）及び株式分配効力発生日（株式分配がその効力
を生ずる日をいう。以下この条において同じ。）

(4) 第 1 号の振替株式の数

(5) 第 1 号の振替株式についての新規記録をすべき株式分配実施会
社の口座

(6) 交付比率（株式分配実施会社銘柄の振替株式に対して株式分配
対象子会社銘柄の振替株式を交付する割合をいう。以下この条におい
て同じ。）

(7) 株式分配実施会社の株主に対して、機構に届け出た株式分配実
施会社の口座から株主の口座へ株式分配対象子会社銘柄である振替株

式について規則で定める振替を行うための振替の申請をする旨

(8) その他規則で定める事項

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、機構加入者に対し、前項第1号から第7号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
- 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 第1項に規定する場合には、株式分配対象子会社は、同項の株式分配対象子会社銘柄の振替株式について、株式分配効力発生日を第51条第1項第10号の日として同項の新規記録通知をしなければならない。
- 6 第1項に規定する場合には、同項の株式分配実施会社は、同項第5号の株式分配実施会社の口座を開設する口座管理機関に対し、株式分配対象子会社銘柄の振替株式について規則で定める振替を行うための株式分配効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第53条及び第77条の規定は、適用しない。
- 7 第80条第5項から第22項までの規定は、第1項から第3項（第4項において準用する場合を含む。）までに掲げる通知を受けた振替機関等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対象銘柄	株式分配実施会社銘柄
取得対価銘柄	株式分配対象子会社銘柄
対価交付比率	交付比率
全部抹消する日	株式分配効力発生日

(株式分配により他の銘柄の振替株式が交付されるとき調整株式数の記載又は記録)

第 107 条の 3 第 82 条の規定は、前条第 1 項に規定する場合であつて、
 機構が同項の株式分配の基準日に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(新設)

取得対価銘柄	株式分配対象子会社銘柄
第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消	第 107 条の 2 第 1 項第 3 号の株式分配の基準日
全部抹消する日	株式分配効力発生日

(株式分配に係る株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い等)

第 107 条の 4 第 83 条の規定は、第 107 条の 2 第 1 項に規定する場合において、株式分配実施会社銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。この場合において、第 83 条の規定中「取得対象銘柄」とあるのは「株式分配実施会社銘柄」と、「取得対価銘柄」とあるのは「株式分配対象子会社銘柄」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 第 85 条第 1 項及び同条第 3 項の規定は、株式分配実施会社の株式が振替株式でなく株式分配対象子会社（株式分配に際して交付される株式の発行者をいう。以下同じ。）の株式が振替株式である場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 85 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して	株式の株主に対して 株式分配により
	当該株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知（振替株式を発行する場合に限る。）又は当該株主の口座を振替	当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請

(新設)

	<u>先口座とする振替の申請（振替株式を移転する場合に限る。）</u>	
第 85 条第 3 項	<u>取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式</u>	<u>振替株式でない株式</u>

（登録株式質権者管理簿への記載又は記録）

第 128 条 （略）

2 （略）

3 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、株式分配、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

4 （略）

（登録株式質権者管理簿への記載又は記録）

第 128 条 （略）

2 （略）

3 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項及び第 105 条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

4 （略）

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第 136 条 (略)

2 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、株式分配、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記録又は抹消の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

3～5 (略)

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 232 条 (略)

2 第 134 条から第 136 条までの規定は、振替新株予約権付社債について準用する。この場合において、第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、株式分配、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第 136 条 (略)

2 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項及び第 105 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記録又は抹消の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

3～5 (略)

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 232 条 (略)

2 第 134 条から第 136 条までの規定は、振替新株予約権付社債について準用する。この場合において、第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項及び第 105 条第 7 項

項、第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第 80 条第 23 項において準用する同条第 20 項若しくは第 21 項、第 94 条第 13 項において準用する同条第 10 項若しくは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第 22 項又は第 225 条第 21 項又は第 22 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第 271 条 第 3 章の規定 (第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、同第 3 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。) は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分	投資口の併合、投資口

において準用する場合を含む。)、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第 80 条第 23 項において準用する同条第 20 項若しくは第 21 項、第 94 条第 13 項において準用する同条第 10 項若しくは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第 22 項又は第 225 条第 21 項又は第 22 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第 271 条 第 3 章の規定 (第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。) は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分	投資口の併合、投資口

	割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、 <u>株式分配</u> 、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条	の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条		割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条	の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条
第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、 <u>株式分配</u> 、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、 <u>第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項</u> において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若	投資口の併合、投資口の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	投資口の併合、投資口の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により

	しくは第 11 項の規定により	
(略)		

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第 272 条 第 3 章の規定 (第 57 条第 6 項、第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 9 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、同第 3 款、第 13 節第 1 款の 2、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。) は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、 <u>株式分配</u> 、合併、株式交換又は株式移転	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条

(略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第 272 条 第 3 章の規定 (第 57 条第 6 項、第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 9 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 13 節第 1 款の 2、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。) は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転に	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条

	において、第 80 条	
第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、 <u>株式分配</u> 、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、 <u>第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項</u> において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により
(略)		

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

	において、第 80 条	
第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により
(略)		

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 285 条の 48 (略)

2 第 134 条から第 136 条までの規定は、振替受益権について準用する。この場合において、第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総受益者通知又は発行者による情報提供請求」と、第 136 条第 1 項中「第 134 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出」とあるのは「第 285 条の 48 第 2 項において読み替えて準用する第 134 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出」と、同項中「第 133 条各号に掲げる事項」とあるのは「第 285 条の 48 第 1 項各号に掲げる事項」と、第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、株式分配、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「振替受益権の併合、振替受益権の分割、信託の併合又は信託の分割において、第 285 条の 23 第 10 項若しくは第 11 項、第 285 条の 25 第 10 項若しくは第 11 項、第 285 条の 27 第 10 項若しくは第 11 項又は第 285 条の 29 第 10 項又は第 11 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定により」とあるのは「第 285 条の 22 の規定により」と読み替えるものとする。

第 285 条の 48 (略)

2 第 134 条から第 136 条までの規定は、振替受益権について準用する。この場合において、第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総受益者通知又は発行者による情報提供請求」と、第 136 条第 1 項中「第 134 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出」とあるのは「第 285 条の 48 第 2 項において読み替えて準用する第 134 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出」と、同項中「第 133 条各号に掲げる事項」とあるのは「第 285 条の 48 第 1 項各号に掲げる事項」と、第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項及び第 105 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「振替受益権の併合、振替受益権の分割、信託の併合又は信託の分割において、第 285 条の 23 第 10 項若しくは第 11 項、第 285 条の 25 第 10 項若しくは第 11 項、第 285 条の 27 第 10 項若しくは第 11 項又は第 285 条の 29 第 10 項又は第 11 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定により」とあるのは「第 285 条の 22 の規定により」と読み替えるものとする。

2. 附則

この改正規定は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

以 上

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 会社分端数（規程第 82 条（同第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条及び第 107 条の 3）において読み替えて準用する場合を含む。）、第 88 条、第 90 条又は第 97 条の各条に規定する調整株式数のうちに満たない端数の合計数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。）

の記録先口座

(ト)～(ル) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(7) (略)

3 (略)

(新設分割について準用する規程の規定の読替え)

第 164 条 規程第 105 条第 7 項において新設分割について同第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 20 項第 1 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	第 21 項第 1 号ロ、同号ハ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ及び同号ハに掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 会社分端数（規程第 82 条（同第 92 条第 2 項、第 103 条及び第 106 条）において読み替えて準用する場合を含む。）、第 88 条、第 90 条又は第 97 条の各条に規定する調整株式数のうちに満たない端数の合計数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。）の記録先口座

(ト)～(ル) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(7) (略)

3 (略)

(新設分割について準用する規程の規定の読替え)

第 164 条 規程第 105 条第 7 項において新設分割について同第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 20 項第 1 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	第 21 項第 1 号ロ、同号ハ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ及び同号ハに掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替

		株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が第105条第1項第5号の新設分割会社の口座（以下この条及び次条において「新設分割会社口座」という。）である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
(略)		

2・3 (略)

4 規程第107条第2項において新設分割について同第85条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

		株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が第105条第1項第4号の新設分割会社の口座（以下この条及び次条において「新設分割会社口座」という。）である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
(略)		

2・3 (略)

4 規程第107条第2項において吸収分割について同第85条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

5 (略)

(株式分配の通知の通知方法)

第 164 条の 2 規程第 107 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める場合は、株式分配実施会社の振替株式が外国人保有制限銘柄の場合とする。

(新設)

2 規程第 107 条の 2 第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 107 条の 2 第 1 項第 3 号の株式分配効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 164 条の 3 規程第 107 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する規則で定める事項は、株式分配に係る手続の日程とする。

(新設)

(機構の通知事項)

第 164 条の 4 規程第 107 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(1) 株式分配対象子会社銘柄の銘柄コード

(2) 株式分配実施会社銘柄の銘柄コード

(3) 同条第 1 項各号 (第 5 号及び第 7 号を除く。) に掲げる事項

5 (略)

(振替の処理)

第 164 条の 5 規程第 107 条の 2 第 1 項第 7 号及び同条第 6 項に規定する規則で定める振替は、振替機関等が同条第 7 項の規定によりその備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知を行う振替とする。

(新設)

(株式分配について準用する規程の規定の読替え)

第 164 条の 6 規程第 107 条の 2 第 7 項において株式分配について同第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

<u>読み替える規程の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第 80 条第 20 項第 1 号イ</u>	<u>取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消</u>	<u>第 21 項第 1 号ロ、同号ハ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ及び同号ハに掲げる数の合計数の株式分配対象子会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録</u> <u>(加入者の口座が第 107 条の 2 第 1 項第 5 号の株式分配実施</u>

		<p>会社の口座（以下この条及び次条において「株式分配実施会社口座」という。）である場合に限る。）</p>
<p>第80条第20項第2号イ</p>	<p>取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消</p>	<p>前号イの減少の記載又は記録をした数の株式分配対象子会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が株式分配実施会社口座に係る顧客口である場合に限る。）</p>
<p>第80条第21項第1号イ、第2号及び第3号イ</p>	<p>取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消</p>	<p>第21項第1号ロ、同号ハ、同項第3号ロ、同項第4号ロ及び同号ハに掲げる数の合計数の株式分配対象子会社銘柄である振替株式についての減少の記録（機構加入者の口座が株式分配</p>

		実施会社口座である 場合に限る。)
第 80 条第 21 項第 4 号イ	取得対象銘柄である 振替株式の全部につ いての記録の抹消	第 20 項第 1 号イの 減少の記載又は記録 をした数の株式分配 対象子会社銘柄であ る振替株式について の減少の記録（機構 加入者の口座が株式 分配実施会社口座に 係る顧客口である場 合に限る。)

2 規程第 107 条の 3 において株式分配について同第 82 条の規定を準用
する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと
する。

読み替える規程の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 82 条第 1 項	第 80 条	第 107 条の 3 におい て読み替えて準用す る第 80 条
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記 録の抹消をした日 の前営業日	株式分配の基準日
第 82 条第 6 項	機構は、規則で定め	機構は、規則で定め

	<p><u>るところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。</u></p>	<p><u>るところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執るとともに、株式分配実施会社口座又は当該口座に係る顧客口である機構加入者口座において第1号及び第2号に掲げる数の合計数の株式分配対象子会社銘柄である振替株式についての減少の記録をする。</u></p>
<p><u>第82条第7項</u></p>	<p><u>機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。</u></p>	<p><u>機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録及び減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨及び株式分配実施会社口座の加入者口座コード（減少</u></p>

		<p><u>の記録をした機構加入者口座の機構加入者に限る。)を通知する。この場合において、減少の記録をした旨の通知を受けた機構加入者は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。第2号の通知を受けた口座管理機関も同様とする。</u></p> <p><u>(1) 当該機構加入者が株式分配実施会社口座を開設した者であるときは、当該口座における通知を受けた減少の記録がされた数についての減少の記載又は記録</u></p> <p><u>(2) 当該機構加入者が株式分配実施会社口座を開設した者でないときは、その</u></p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>者又はその者の上位 機関である直近下位 機関の顧客口におけ る通知を受けた減少 の記録がされた数に ついての減少の記載 又は記録及び当該直 近下位機関への当該 減少の記載又は記録 をした数及び株式分 配実施会社口座の加 入者口座コードの通 知</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 規程第 107 条の 4 第 1 項において株式分配について同第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第 51 条第 1 項の新規記録通知 （振替株式を発行する場合に限 る。）又は振替の申請（振替株式 を移転する場合に限る。）</p>	<p>振替の申請</p>

4 規程第 107 条の 4 第 2 項において株式分配について同第 85 条第 1 項及び同条第 3 項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 85 条第 3 項	前項	第 1 項

5 第 109 条から第 119 条まで（第 115 条を除く。）の規定は、第 1 項及び第 2 項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規程第 80 条	規程第 107 条の 2 第 7 項において読み替えて準用する規程第 80 条
規程第 82 条	規程第 107 条の 3 において読み替えて準用する規程第 82 条
規程第 83 条	規程第 107 条の 4 において読み替えて準用する規程第 83 条
取得対象銘柄	株式分配実施会社銘柄
取得対価銘柄	株式分配対象子会社銘柄
全部抹消する日	株式分配効力発生日
記載又は記録の全部の抹消	株式分配の基準日
新規記録通知又は振替の申請における新規記録すべき日又は振替日	振替の申請における振替日

(総株主通知日程案内の通知事項)

(総株主通知日程案内の通知事項)

第 184 条 規程第 146 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 株主確定日が取得条項付株式の全部取得、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転、会社分割又は株式分配に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第 82 条第 1 項（同第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条及び第 107 条の 3において準用する場合を含む。）の通知、同第 88 条第 1 項の通知、同第 90 条第 1 項の通知又は同第 97 条第 1 項の通知の通知日

ロ・ハ (略)

ニ 取得条項付株式の全部取得、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転、会社分割又は株式分配の別

ホ (略)

ヘ 規程第 80 条第 1 項第 2 号の効力発生日、株式併合効力発生日、株式分割効力発生日、株式無償割当て効力発生日、合併等効力発生日、吸収分割効力発生日、新設分割効力発生日又は株式分配効力発生日

ト (略)

(5) (略)

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第 184 条 規程第 146 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 株主確定日が取得条項付株式の全部取得、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転又は会社分割に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第 82 条第 1 項（同第 92 条第 2 項及び第 106 条において準用する場合を含む。）の通知、同第 88 条第 1 項の通知、同第 90 条第 1 項の通知又は同第 97 条第 1 項の通知の通知日

ロ・ハ (略)

ニ 取得条項付株式の全部取得、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転又は会社分割の別

ホ (略)

ヘ 規程第 80 条第 1 項第 2 号の効力発生日、株式併合効力発生日、株式分割効力発生日、株式無償割当て効力発生日、合併等効力発生日、吸収分割効力発生日 又は新設分割効力発生日

ト (略)

(5) (略)

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節（第 173 条第 2 項第 6 号を除く。）、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 216 条及び第 221 条に限る。）、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 232 条第 2 項	(略)	(略)
	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、 <u>株式分配</u> 、合併、株式交換又は株式移	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新投資口予約権者通知」と、第 136 条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 192 条の規定」と読み替えるものとする。

第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節（第 173 条第 2 項第 6 号を除く。）、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 216 条及び第 221 条に限る。）、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 232 条第 2 項	(略)	(略)
	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転におい	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新投資口予約権者通知」と、第 136 条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 192 条の規定」と読み替えるものとする。

転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項、第 105 条第 7 項及び第 107 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第 80 条第 23 項において準用する同条第 20 項若しくは第 21 項、第 94 条第 13

て、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項、第 102 条第 9 項及び第 105 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第 80 条第 23 項において準用する同条第 20 項若しくは第 21 項、第 94 条第 13 項において準用する同条第 10 項若

項において準用する同条第 10 項若しくは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第 22 項又は第 225 条第 21 項又は第 22 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。	
(略)	

2 (略)

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(15) 株式分配を行うことを決定した場合 (株式分配において交付する株式が振替株式である場合に限る。)	株式分配をする会社	取締役会決議後速やかに
(16) 定款又は株式取扱規則の変更を決定した場合 (定款については、機構が定める項目の変更の場合に限る。)	(略)	(略)
(17) 基準日を設定した場合 (振替株式に係る基準日となる場合に限る。)	(略)	(略)

しくは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第 22 項又は第 225 条第 21 項又は第 22 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。	
(略)	

2 (略)

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(15) 定款又は株式取扱規則の変更を決定した場合 (定款については、機構が定める項目の変更の場合に限る。)	(略)	(略)
(16) 基準日を設定した場合 (振替株式に係る基準日となる場合に限る。)	(略)	(略)

(18) 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合又は応じることができることとなった場合	(略)	(略)
(19) 外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合	(略)	(略)
(20) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	(略)	(略)
(21) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合（(9) から (11) まで、(13) 及び (14) に掲げる場合によるものを除く。）	(略)	(略)
(22) 振替株式の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 イ 会社法第 210 条に規定する株式の発行をやめることの請求があったとき ロ 振替株式に係る行為の無効の訴え（会社法第 828 条）があったとき ハ 新株発行不存在の訴え（会社法第 829 条）があったとき	(略)	(略)
(23) (1) から (22) までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(1) から (22) のそれぞれの届出をすべき会社	(略)
(24) その他機構が別に定める場合	(略)	(略)

2～7 (略)

(注) (略)

(17) 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合又は応じることができることとなった場合	(略)	(略)
(18) 外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合	(略)	(略)
(19) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	(略)	(略)
(20) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合（(9) から (11) まで、(13) 及び (14) に掲げる場合によるものを除く。）	(略)	(略)
(21) 振替株式の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 イ 会社法第 210 条に規定する株式の発行をやめることの請求があったとき ロ 振替株式に係る行為の無効の訴え（会社法第 828 条）があったとき ハ 新株発行不存在の訴え（会社法第 829 条）があったとき	(略)	(略)
(22) (1) から (21) までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(1) から (21) のそれぞれの届出をすべき会社	(略)
(23) その他機構が別に定める場合	(略)	(略)

2～7 (略)

(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新株式数申告	午前9時から午後8時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第105条第7項、同第107条の2第7項、同第223条第3項及び第269条第2項(同第271条の4において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の	規程各条に定める日に入力

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新株式数申告	午前9時から午後8時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項(同第271条の4において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の13第7項、同第277条の15第7項、同第	規程各条に定める日に入力

		13 第7項、同第 277 条の 15 第7項、同第 277 条の 17 第7項、同第 285 条の 23 第7項、同第 285 条の 25 第7項、同第 285 条の 27 第7項、同第 285 条の 29 第7項	
(略)			

②～⑥ (略)

(2) (略)

2～5 (略)

		277 条の 17 第7項、同第 285 条の 23 第7項、同第 285 条の 25 第7項、同第 285 条の 27 第7項、同第 285 条の 29 第7項	
(略)			

②～⑥ (略)

(2) (略)

2～5 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

以 上